

総務課

☎89-33300

▼「消費者のくすのぼろ」のご案内

広島県と広島県消費者団体連絡協議会では、「消費者のくすのぼろ」を開催します。皆さん多数ご参加ください。

○日時 11月8日(月) 午後1時30分～3時30分

○場所 みよしまちづくりセンター

(三次市十日市西6丁目10・45)

○内容

第1部/消費者団体による活動報告

第2部/講演「知らんとアカン お金の110番」

講師 いちのせ かつみ氏(ファイナンシャルプランナー)

○定員 200名

○申込期限 11月5日(金)

●お申し込み・お問い合わせ先

広島県消費生活課 ☎082・513・2730

住民課

☎89-3334

▼「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます。

※《年末調整・確定申告まで大切に保管を》

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

この社会保険料控除を受けるためには、納めたことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に保険料を納めた方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、

11月上旬に日本年金機構本部から郵送されます。なお、10月1日から12月31日までの間に今年はじめに保険料を納めた方については、来年2月上旬に郵送されます。

年末調整や確定申告の時必要になりますので、大切に保管してください。

●お問い合わせ先

日本年金機構備後府中年金事務所

☎0847・41・7421

☎0847・41・7421

教育委員会

☎89-3341

▼「学校へ行く日」週間を実施します

「ひろしま教育の日」の関連事業として、広島県では、11月1日(月)から7日(日)までの期間中、全県的に学校を開放します。

開放された学校づくりを一層推進し、保護者や地域の方々に学校教育に対する理解と関心を深め、幼児児童生徒を県民全体で育てていく取り組みの一環です。

○開放期間

学校開放期間が各学校で異なりますので、各学校へお問い合わせください。

●お問い合わせ先

各小学校・中学校 または教育係 学校教育係

各小学校・中学校 または教育係 学校教育係

また、各学校へお問い合わせください。

詳しくは、町ホームページに掲載していますのでご確認ください。



財政課

☎89-3320

▼平成23・24年度 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査申請当初受付について

平成23年度及び平成24年度に町が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の競争入札(随意契約を含む)に参加を希望される業者の方は、次の期間内に入札参加資格審査の申請を行ってください。

受付期間

○窓口申請 県内業者 11月15日(月)～11月26日(金) まで

県外業者 12月6日(月)～12月10日(金) まで

○電子申請 入力期間 11月1日(月)～11月19日(金) まで

添付書類の提出期限 11月26日(金) 必着

詳しくは、町ホームページに掲載していますのでご確認ください。

福祉課

☎89-3335

▼STOP!子ども虐待『見えない』

幼い子どもの SOS』11月は児童虐待防止推進月間です。

子どもへの虐待とは…

親や親に代わる保護者によって、18歳未満の子どもに心や体に加えられる有害な行為のことをいいます。

子どもの虐待には大きく分けて次の4つのタイプがあり、これらが重複して起こることもあります。

○身体的虐待

なぐる、ける、溺れさせる、タバコの火を押しつける、異物を飲ませる、戸外に締め出すなど。

○ネグレクト(養育の放棄・怠慢)

家に閉じ込める、病気やけがでも病院に連れていかない、適切な食事を与えない、ひどく不潔にする、家や車の中に置き去りにする、保護者以外の同居人による虐待を放置するなど。

○性的虐待

性的ないたずらをしたり、性的関係を強要したりする児童にたいせつな行為をさせることなど。

○心理的虐待

言葉によるおどし、脅迫、無視、兄弟・姉妹間の差別的な扱いをする、子どもの目の前で配偶者への暴力を行うなど。

虐待に気づくためのポイント

こんなことがあったら

- ・子どものようす
・不自然な傷がある
・表情が乏しい
・家に帰りがたがらない
・食事に對して異常な執着を示す
・他児に對して乱暴である
・衣服や身体が非常に汚れている など

親のようす

- ・子どもへの態度や言葉が否定的である
・地域の中で孤立している
・子どもが病気やけがをしても、病院に連れていかない
・子どもを置いてたびたび外出する など

子どもたちは…

虐待は、子どもたちの身体や心の成長、人格の形成に深刻な影響を与える、重大な権利侵害です。また、世代をこえて虐待の連鎖につながる恐れがあります。

親たちは…

虐待する親の背景には様々な要因やストレス、葛藤があります。そして、苦しんでいても助けを求められずにいます。親を非難するだけでなく、家庭を支援していくことが必要です。

町では、地域のみなさんや関係機関が連携し子どもの虐待などを防止するために、神石高原町子育て支援ネットワークをつくっています。子どもが健やかに育ち、また地域の中で親が安心して子育てできるように支援していきます。

●気になる場合の連絡・相談先

福祉課

☎89・3335

●児童虐待などの相談機関

東部こども家庭センター

☎084・951・2340

●児童相談所全国共通ダイヤル

☎0570・064・000 (所轄の児童相談所につながります。)

まちづくり推進課

☎89-3332

▼神石高原町過疎地域自立促進計画を策定しました

本町は、過疎地域自立促進特別措置法(以下「過疎法」)に基づく過疎地域として町全域が指定されており、これまで過疎法に基づき「神石高原町過疎地域自立促進計画」(以下「過疎計画」)により、過疎対策事業を推進してきました。

このほど、過疎法が平成22年4月から平成28年3月までの6年間延長されたことから、引き続き計画的・積極的に施策を進めていくため、過疎法のソフト事業への拡充を行う等、概算事業費173億円の新たな過疎計画を策定しました。

▼全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間について

法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会は、男女差別やDVなど、女性をめぐるさまざまな人権問題を把握し援助する専用電話相談「女性の権利ホットライン」を常時開設しています。

11月15日(月)から21日(日)までを、全国一斉強化週間とし、この期間、広島法務局及び広島県人権擁護委員連合会では相談時間を延長して電話相談に応じます。

○電話番号 ☎0570・070・810

○相談時間

11月15日(月)～19日(金)までは、

午前8時30分～午後7時まで

11月20日(土)及び21日(日)は、

午前10時～午後5時まで